



## 令和4年就業構造基本調査の回答はお済みですか？

☎ まちづくり課  
☎ 932-1153(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線342、344)

10月1日(土)を調査の期日として、令和4年就業構造基本調査が実施されています。これは、全国および地域別の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、普段仕事をしているかどうか、就業に関する希望や就業異動、育児・介護の有無などについての調査です。

調査の対象になった人で、回答がまだお済みでない場合は、回答にご協力をお願いします。

▶ **対象地区** 西原区の一部、旅石区の一部、上須恵区の一部、須恵区の一部、山の神区の一部



## すこやか秋まつりを延期します

☎ まちづくり課  
☎ 932-1153(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線343)

10月9日(日)に開催を予定していた須恵第一小学校区「すこやかコミュニティ」主催の「すこやか秋まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期することになりました。

延期後の開催期日は、決まり次第第報すえ、須恵町ホームページなどでお知らせします。



## ホームページバナー広告を募集します

☎ まちづくり課  
☎ 932-1153(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線342)

須恵町では、町の公式ホームページに企業のバナー広告を掲載しています。広告を掲載しませんか？

▶ **申込方法** 須恵町ホームページ広告掲載申込書に広告案を添えて、まちづくり課にお申し込みください。

▶ **掲載金額(1か月あたり)**  
トップページ10,000円



## マイナンバーカード取得促進キャンペーンを延長します

☎ 住民課 マイナンバーカード普及推進室  
☎ 932-1151(内線174)

須恵町では6月から9月までにマイナンバーカードを新規申請し取得された人に須恵町燃えるごみ袋(大)10枚入り2袋(1,000円相当)をプレゼントするキャンペーンを実施していましたが、12月28日(水)まで実施期間を延長します。

この機会にぜひマイナンバーカードの申請をしてみませんか？

### マイナンバーカードの申請は簡単です！

本人確認ができる身分証明書を持って役場住民課窓口に来庁するだけです。

あとは職員が写真撮影(無料)から申請までをお手伝いします。

また、新規申請希望者が少人数でも、職員が出張して申請手続きを行える場合もありますので、お気軽にご相談ください。

マイナンバーカード取得後のマイナポイントの申込手続きも役場住民課窓口でお手伝いします。



## マイナンバーカード出張申請窓口を開設します

☎ 住民課 マイナンバーカード普及推進室  
☎ 932-1151(内線174)

須恵町では下記の日程で、マイナンバーカード出張申請窓口を開設します。

- ▶ **開設日** 10月19日(水)、28日(金)、11月8日(火)、15日(火)
- ▶ **開設時間** 11時~17時
- ▶ **開設場所** アザレアホール須恵 1階 ホワイエ
- ▶ **開設日** 10月13日(木)、14日(金)
- ▶ **開設時間** 11時~17時
- ▶ **開設場所** Aコープ須恵店
- ▶ **開設日** 10月23日(日)
- ▶ **開設時間** 11時~17時
- ▶ **開設場所** コメリ須恵店

手続きや写真撮影は無料です。当日は本人確認書類をご持参ください。QRコード付き交付申請書をお持ちいただくとスムーズにお手続きができます。新規でマイナンバーカードをお申し込みの人には特典をご用意しています。マイナンバーカードやマイナポイントについてのお問い合わせなどのご来場も歓迎します。



## 秋の防火週間が始まります

☎ 総務課  
☎ 932-1152(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線321)

糟屋地区の消防団による秋の防火週間が始まります。防火週間中の11月13日(日)は、須恵町消防団による模擬火災訓練が行われます。朝9時ごろにサイレンがなりますが、火災ではありませんのでお知らせします。

また、このサイレンは、実際の火災時と同じ音を鳴らし、緊急時にきちんとサイレンが鳴るかを点検するとともに、防火意識を高める目的もあります。町民皆さんの安全を守るためのサイレンですので、ご理解をお願いします。

▶ **期間** 11月9日(水)~15日(火)



## 下水道の維持管理にご協力をお願いします

☎ 上下水道課  
☎ 932-1445(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線266)

下水とは、台所や風呂場、水洗トイレなどから排出される水のことです。下水がきちんと流れるよう、以下のことにご協力ください。

- 1 台所のごみは流さない。**  
野菜くず、食事の食べ残し、廃棄する食用油は流しから流さないようにしましょう。
- 2 水洗トイレには、水に溶けないものを流さない。**  
水洗トイレには新聞紙、ビニールくずなどを流さないようにしましょう。下水管が詰まる原因となることがあります。
- 3 油や薬品を流さない。**  
シンナーなどの揮発性の高い危険物や廃棄する酸・アルカリなどの薬品を流さないようにしましょう。
- 4 汚水管に雨水を流さない。**  
分流式の下水道では、汚水と雨水は別々に排水管に流すことになっています。下水道を使用する前に排水先のチェックをお願いします。



## 町税の納付忘れにご注意ください

☎ 税務課  
☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線133)

### 10月31日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、キャッシュレス決済(PayPay、LINE Payなど)で納付が可能です。

また、振替口座のご登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落とします。預金残高にご注意をお願いします。

▶ **対象の税目** 町県民税 3期  
国民健康保険税 5期



## ファイナンシャルプランナーによる納税相談を実施します

☎ 税務課  
☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線132)

税務課では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、7月から2か月に1回、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施しています。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策と一緒に考えてみませんか？

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

相談日	令和4年	令和5年
	11月16日(水)	1月18日(水)

- ▶ **時間** 9時~19時(お一人1回につき1時間)
- ▶ **会場** 須恵町役場 2階 上下水道課横会議室
- ▶ **ご用意いただくもの**  
収入がわかるもの(給与明細や確定申告書の写しなど)  
支出がわかるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)
- ▶ **予約方法** 事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。